

川崎市上下水道局規程第20号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第4条第1項中「100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の51.25」を「100分の50」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の121」を「100分の118.5」に、「100分の215」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の113.5」を「100分の111」に、「100分の121」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の106」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の100」を「100分の97.5」に改める。

第4条の5第1項第1号中「100分の53.75」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の51.25」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の48.75」を「100分の47.5」に改める。

第5条第4項中「第12号」を「第13号」に改め、同項第12号を同項第

13号とし、同号中「前4号」を「前5号」に改め、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 勤務時間規程第19条の規定による子育て部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間第7条中「同項第11号に規定する」の次に「子育て部分休暇の承認を受け勤務しなかった期間、同項第12号に規定する」を加え、「、第9号、第10号及び第11号」を「及び第9号から第12号まで」に改める。

第10条第2項第3号中「条例第12条」の次に「、勤務時間規程第17条の3第5項及び第19条第6項」を加え、同項第8号中「条例第14条の2」を「条例第14条の4」に改める。

第14条第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第15条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条第3号及び第4号並びに第15条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 第14条第3号及び第4号並びに第15条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。